

北のくらし

# きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- カラコン使用で注意喚起 …… 2
- 介護保険制度見直し …… 2、3
- 消費者月間でイベント …… 3
- ご注意! 「架空請求」 …… 4
- しつこい勧誘にご注意 …… 4
- セキュリティソフトのトラブル …… 5
- 輸入野菜の残留農薬 …… 6、7
- 7月にカルチャーナイト …… 8



### 小樽運河・初夏(小樽)

さわやかな風が吹く運河周辺は、観光客でにぎわっている。異国の言葉が飛び交うのが最近の特徴である。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟  
TEL (011)221-0110  
FAX (011)221-4210  
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



道立消費生活センターを騙る投資勧誘などにご注意を!  
ご相談は☎050・7505・0999へ

# カラーコンタクト

瞳の色や形を変えるおしゃれアイテムとして若い女性たちに人気のカラーコンタクトレンズ（カラコン）。しかし、最近ではカラコン使用によるトラブルが増えていることから、独立行政法人国民生活センターなどが安全性や使用実態について調査しました。その結果、透明のレンズよりも目に障害を起こしやすいものがあることが分かり、注意を呼び掛けています。

# 必ず眼科受診、 使用期限厳守

～国センが注意喚起～



## アドバイス

- カラコンは透明なコンタクトレンズよりも目の障害を起こしやすいものがあるので、必ず眼科を受診し、眼科医の処方に従ったレンズを選択しましょう
- 目に異常を感じたら直ちに使用をやめ、眼科受診を。異

対象銘柄は、利用者数が多いと考えられる17銘柄。

着色状態について調べたところ、着色部分がレンズ最表面に確認されたものが11銘柄ありましたが、このうち9銘柄は着色部分がレンズ内部に埋め込まれている旨の広告表示がありました。

繰り返し使用するためレンズケアが必要な9銘柄のうち、1銘柄でレンズケアによる色落ちがみられました。

目にはぼす影響をアンケート調査したところ、カラコンを8時間装着したときの矯正視力は、通常使用している透明なコンタクトレンズの場合よりも、16銘柄中（1銘柄は「度数なし」）12銘柄で低くなる傾向がみられました。

- 常を感じなくても定期検査を受けましょう
- レンズの使用期限を守り、繰り返し使用できるレンズは、レンズケアを毎回正しく行いましょう
- 個人輸入のカラコンは、日本において安全性が確認されていないので安易に輸入しないように

目の障害については、1銘柄を除き、角膜浮腫、角膜上皮障害、結膜上皮障害、輪部充血のいずれかの項目において治療やコンタクトレンズの装着中止等の対応が必要でした。また、それらの障害が起きているも、痛みなどの自覚症状がない場合があります。

## 介護保険制度見直し

# サービスの質は？負担率は？

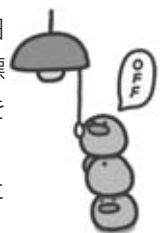
くらしのセミナー

道立消費生活センターの6月の「くらしのセミナー」は、見直しが見直されている介護保険制度をテーマに取り上げたところ、定員を上回る70人が受講し、関心の高さがうかがえました。講師は北海道社会保障推進協議会副会長の吉岡恒雄氏。

吉岡氏は現行の介護保険制度の問題点・課題として「保険料を払っても介護サービスを受けている人は15%だけ。受けたくても受けられない人がたくさんいる」「保険料やサービスの種類などにおいて、自治体間格差・地域格差がある」「保険料

## 今夏も節電!

政府は7月1日から9月30日（8月13日から15日を除く）までの平日9時から20時において、「数値目標を伴わない」一般的な節電の協力を要請しています。北海道電力は、2010年度比マイナス7.1%を目安としています。



（詳細は国民生活センターのホームページを参照のこと）

# 街角で被害防止訴え 5月の消費者月間でイベント

5月は国が定めた消費者月間。全国の統一テーマである「つながろう消費者～安全・安心なくらしのために～」のもと、道立消費生活センターは、(一社)北海道消費者協会などと連携して、札幌市内で消費者被害防止を訴えるパネル展や街頭キャンペーンを行いました。また、道内各地でも多彩なイベントが開かれました。



「消費者の日」である5月30日に札幌駅前通地下広場で「消費者安全安心キャンペーン」を実施。消費者被害防止を訴えたほか、着色料や糖度の簡易実験も行い、盛況だった

道庁ロビーで消費生活パネル展。性能をテストした掃除ロボットも展示し、来場者の注目を集めた



↑が上がり続けており、支払いの限界を超える」「施設が足りず、入所待機者が増え続けている」などを挙げました。加えて介護労働者の低賃金などによる人手不足や老老介護(介護、被介護者ともに高齢者)なども深刻になると指摘しました。

今国会で成立した「地域医療・介護総合確保推進法」の見直しポイントは、①「要支援」を介護保険から外し、自治体の「地域支援事業」へ移行②特別養護老人ホームへの入所

は中重程度(要介護3以上)に限定③一定以上の所得のある利用者の自己負担率を2割に引き上げーなどとなっています。

これらについて吉岡氏は「自治体の地域支援事業では限界があり、サービスの低下や負担増が起こる。何よりも利用者の行き場がなくなり、要支援者の重度化につながる」と不安視し、「そもそも特養などの施設が足りないのが問題」としました。

## 大臣表彰に

### 桑原さん、士別協会

#### 消費者支援功労で

消費者利益の擁護・増進のために活躍された方や団体を表彰する内閣府特命担当大臣表彰に(一社)札幌消費者協会会長の桑原昭子さんと士別消費者協会、特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(ホクネット)が選ばれ、首相官邸で森まさこ内閣府特命担当大臣から表彰状が手渡されました。

桑原さんは長年、消費生活相談員として消費者啓発を行うほか、地産

地消運動の継続などの功績がたたえられ、士別協会は、先進的活動である出前講座の寸劇などが高く評価されました。ホクネットは北海道・東北地方唯一の適格消費者団体として、同地方初の差止請求訴訟を提起したほか、消費者被害の未然防止・拡大防止に貢献したとして、表彰されました。

また、ベスト消費者サポーター章には(公社)全国消費生活相談員協会北海道事務所長の長原久恵さんと、(一社)旭川消費者協会、富良野消費者協会がそれぞれ受賞しました。

# 「架空請求」横行！連絡は取らないで

全く身に覚えのない請求をしてくる架空請求のトラブルが5月ごろからまた増え始めています。ご注意ください。

架空請求とは「国民消費相談センター」など公的機関と関わらせるような名称を名乗り、はがきや封書に「内容確認通知書」などと記して公的な文書であるかのような印象を与えて送り付けてくる通知です。「契約不履行で訴状を裁判所に申請しま

した。無視し続けると判決が下り、財産の差し押さえなどをされることがあります。身に覚えがない場合は至急連絡ください」などと慌てさせ、まず電話で連絡を取らせようとする。最終的には弁護士を紹介するなどと言って金銭をだましとろうとするものです。メールで寄せられることもあります。全く身に覚えのない請求であれば、記載された連絡先に連絡をしない

いで無視しましょう。なお、裁判所などから特別送達などの文書が届いた場合、直接事業者に連絡せず、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にお問い合わせしましょう。

北海道のホームページで不当請求事業者名などの情報提供をしていますので、ご参照ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/iyohoteikiyo.htm>

## しつこい勧誘にご注意

### 道が悪質業者を処分、公表

道消費者安全課は、悪質な事業者に対して特定商取引法や道の消費生活条例に基づき、業務停止命令など

の措置を執り、ホームページで公表しています。今年に入ってから既に3事業者が処分を受けました。いずれも販売目的を告げずに消費者宅を訪問し、消費者が断っても勧誘を続けるなどの違反行為が見受けられ、相談窓口にも苦情が寄せられています。



・訪問販売（寝具）Ⅱ「ネ」三屋  
こと猫宮稔英（札幌市東区）5月20

日付で業務の一部を6カ月間停止「布団の点検に来ました」などと告げ、勝手に住居に上がり込み、長時間執ように勧誘を繰り返し、寝具の購入や布団のリフォームの契約を結んでいました。断ると「保証期間中はいつでも交換できるような布団の生地や羽毛を用意している。処分代を払うか新たに布団を作るか」「以前リフォームした羽毛布団の羽毛が残っているのので買い取ってほしい」などと言っていました。ごく勧誘しました。

・訪問販売（眼鏡、補聴器等）Ⅱ「メ」ガネサロンレンズ」こと佐藤浩紀（旭川市）5月14日付で業務の改善指示及び勧告販売目的を告げず「目の検査をしませんか」と言って消費者宅を訪問し、「いらぬ」と断っても勧誘を続け、契約を結んでいました。

●おかしい?と思ったらすぐ相談!  
☎050・7505・0999  
【道立消費生活センター 相談専用電話】

pan) (リジヤパン) こと竹内淳 (札幌市東区) 2月24日付で業務の一部を9カ月間停止

高齢者を狙って勝手に住居に上がり込み、長時間執ように勧誘を繰り返し、寝具の購入や布団のリフォームの契約を結んでいました。

ほかにも「倉庫を整理していたら〇〇さんの名前がついた羽根布団があったので持ってきた」「以前買った布団には10年間の保証があるので、新しい布団は用意してあるので、買ってもらわないと困る」などと言っていました。

# パソコンに警告が…

## セキュリティソフトに注意

**Q**

昨日、インターネット検索中に、「今すぐダウンロード

しなければ、パソコンがおかしくなる」というような内容の警告表示が出た。不安になったので表示をクリックし、セキュリティソフトをダウンロードして、約3000円をクレジットカードで決済した。その後

も、「リスクがある」との画面が出てきて不審に思い、娘に相談すると「インターネット上で詐欺だと指摘されている」と言われた。どうしたらよいか。(70代、男性)

**A**

この事例のように、パソコンの画面上に「パソコンが脅

威にさらされている」「ハードディスク内にエラーが見つかりました」など使用中のパソコンに問題がある

かのような警告を突然表示し、消費者の不安をあおつて必要のないセキュリティ対策ソフトを購入させる被害が相次いでいます。

中には大手のパソコンの会社に似せたマークが表示され、信用して手続きしてしまった事例や、ダウンロードした後、プログラムが正常に作動しなくなったなどの不具合が発生した事例もあります。

販売サイトは日本語での記載があり、一定の期間は返金等について日本語でのやりとりができることもあります。しかし、期間が過ぎると海外のソフトウェアの開発事業者と直接英語での交渉を余儀なくされることもあります。

この事例では、販売サイトのホームページを確認すると、ソフトには30日の返金保証がついていることが分かりました。相談者には早急に



コン画面に突然の警告表示が出て、信頼できる表示かどうか分からない場合はクリックしないことです。カード番号の入力を求められたときは、料金請求があることを認識し、すぐに手続きせずに契約内容を十分確認しましょう。

カードで購入した場合、1回の金額自体は高額ではないのですが、自動更新となっていて翌年分もカード決済されたり、その情報を不正利用されたりするおそれがありますので、念のためカード番号を変更することを勧めます。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

### ウイルスに

### 感染することもある…

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によると、基本ソフト(OS)やアプリケーションを最新状態にしていなかったり、ウイルス対策ソフトを導入していなかったりすると、偽のセキュリティ対策ソフト型のウイルスがまぎれこむこともあるとのこと。そのウイルスにより、プログラムが正常に作動しない、フ

イルが見えなくなった、などのトラブルが発生するおそれがあるので注意を呼び掛けています。

IPAのホームページでは、被害に遭わないための対策や被害に遭ったときの対処方法を紹介しています。

IPA安心相談窓口は、☎03・5978・7509。ホームページは<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>



050-7505-0999

# パプリカから農薬、基準値以下 ～輸入野菜の残留農薬テスト～

さまざまな国から輸入された野菜を店頭で見かけるようになりました。食卓を豊かに彩る一方で、消費者からは残留農薬に対する不安の声も聞かれます。そこで、市場に流通している輸入野菜の残留農薬をテストしました。

## テスト品

- パプリカ…5点
- オクラ……4点
- アスパラ…4点
- セロリ……2点

## テスト結果

### ○残留農薬

70種類の農薬をテストした結果、15点中1点（パプリカNo.2）からピリダベン0.35ppm、ピリプロキシフェン0.05ppmが検出されました。

パプリカは、食品衛生法にもとづく残留基準は「ピーマン」の分類となり、ピリダベンとピリプロキシフェンの基準値はともに3ppmなので、基準値を下回っていました。この2つの農薬の用途は殺虫剤です。

## 表示

JAS法の生鮮食品品質表示基準に従って、適正に表示されていました。すべてのテスト品において、名称と原産国の表示がありました。原産国表示は、店頭表示をしていたものが1点（No.4）、そのほかは包装やラベルなどに個別に表示してありました。

6カ国から輸入されており、パプリカは韓国2点、ニュージーランド3点、オクラは4点ともフィリピン、アスパラはメキシコ3点、ペルー1点、セロリは2点ともアメリカでした。



輸入元等の表示は6点にあり、オクラでは4点すべてにありました。

## まとめ

パプリカ（No.2）から殺虫剤として使用されるピリダベンを0.35ppm、ピリプロキシフェンを0.05ppm検出されましたが、いずれの農薬も基準値を下回っていました。

## 調べてほしいことは ありませんか？

「梅干しの塩分量が気になる」「ドライヤーから煙が出た。原因は？」など、身近に調べてほしいことはありませんか？ 道立消費生活センターは道民の皆さまからのテスト依頼を受け付けています。お気軽にご利用ください。

〈テストの種類〉①食品の成分分析や品質分析、添加物や残留農薬の有無など②繊維製品の組成鑑別や染色堅ろう度など③家庭機器の安全性や消費電力など④鍋やプラスチック容器などの材質分析や溶出試験など  
※ご希望の方は、まず相談窓口へお問い合わせください（☎050・7505・0999）。なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。

## ●テスト品とテスト結果

No.	名 称	原産国	表示場所	輸入元等	個数	価格 (円)	購入店	テスト結果
1	パプリカ	ニュージーランド	包装		1個	195	(株)ラルズ スーパー アークス北24条店	ND
2	パプリカ	韓国	包装	(株)ドール	1個	199	(株)イトーヨーカ堂 アリオ札幌店	ピリダベン 0.35ppm ピリプロキシフェン 0.05ppm
3	パプリカ	ニュージーランド	包装		1個	198	生活協同組合コープ さっぽろ ソシア店	ND
4	パプリカ	韓国	店頭		1個	198	(株)ダイエー 札幌円山店	ND
5	パプリカ	ニュージーランド	包装		1個	198	マックスバリュ北海道(株) 北26条店	ND
6	オクラ	フィリピン	包装	ゴールデンアルファ(株)	1袋(8~9本)	95	(株)ラルズ スーパー アークス北24条店	ND
7	オクラ	フィリピン	包装	(株)ワタリ	1袋(8本)	95	生活協同組合コープ さっぽろ ソシア店	ND
8	オクラ	フィリピン	包装	(株)ワタリ	1袋(10本)	98	(株)ダイエー 札幌円山店	ND
9	オクラ	フィリピン	包装	サニージャパン(株)	1袋(10本)	128	マックスバリュ北海道(株) 北26条店	ND
10	アスパラ	メキシコ	ラベル		1束(4~5本)	199	(株)イトーヨーカ堂 アリオ札幌店	ND
11	アスパラ	メキシコ	ラベル		1束(4~6本)	198	生活協同組合コープ さっぽろ ソシア店	ND
12	アスパラ	ペルー	ラベル		1束(3本)	198	(株)ダイエー 札幌円山店	ND
13	アスパラ	メキシコ	結束テープ		1束(4~5本)	178	マックスバリュ北海道(株) 北26条店	ND
14	セロリ	アメリカ	ラベル		1株	128	(株)ダイイチ 八軒店	ND
15	セロリ	アメリカ	タグ	(株)ドール	1株	158	マックスバリュ北海道(株) 北26条店	ND

ND…不検出

## ご存じですか？ 「YES! clean 北海道安心ラベル」

安全や環境に配慮したクリーン農業にかかわる全国的な認定制度として「エコファーマー」「特別栽培農産物」「有機JAS」などが挙げられます。これとは別に北海道が独自に定めた「北のクリーン農産物表示制度（愛称：YES! clean）」があります。

これは平成3年から北海道クリーン農業推進協議会が進めている制度です。北海道が取り組んできた「クリーン農業」の栽培基準（土づくりや化学肥料、農薬の使い方など）が順守され、ほかの農産物と分別収穫・保管・出荷されていることなどの要件を満たした農産物に「YES! clean 北海道安心ラベ

ル」が与えられます。そのラベルには、生産集団名や連絡先、化学肥料の使用量、農薬の使用回数などが表示されています。

残留農薬が気になる方はチェックしてみてくださいはいかがでしょうか。



北海道安心ラベル



北海道安心ラベルと北海道クリーン農業イメージキャラクター「ハタケダ博士&くりーんだね」



## 真夏の夜に テスト室を特別開放!

昨年のカルチャーナイトの様子

当センターは、7月18日に開かれる「カルチャーナイト2014」(実行委主催)に参加、テスト室を夜間に特別開放します。この機会にさまざまなテスト機器の役割を知り、簡単な実験に参加してみませんか。

今年は、プチ実験「不思議なシャボン玉を作ろう」のコーナーを新たに設けます。糖分や着色料の簡易実

験に参加できるほか、低温室(マイナス30℃)や顕微鏡、軟X線機器(レントゲン)、蛍光X線機器などに触れることができます。

時間は午後5時半から9時まで。当日、センターで受け付けしますので、直接お越しください。

## 見学しませんか

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を

受け付けています。平成25年度は45団体が訪れました。

見学のほかに悪質商法の手口などを学ぶ消費生活講座や、衣・食の体験講座、簡易実験などにも対応できますので、学校や町内会、福祉団体などの研修メニューに加えてみてはいかがでしょうか。

## 都道府県にも措置命令権限

### 景表法改正、年内に施行

昨年、飲食店などで相次いだ食材の偽装表示問題を受け、国は景表法の改正を審議していましたが、6月、都道府県にも事業者に対し不当表示をやめさせる権限を与えることなどを盛り込んだ改正法が参院本会議で可決、成立しました。年内施行予定です。さらに経産省や農水省なども事業者を調査・指導する権限を持つことになりました。

## 国際貿易、

### 詐欺の手口など

#### くらしのセミナー

当センターは、消費生活に役立つ「くらしのセミナー」(道民カレッジ連携講座)を無料で開催しています。奮ってご参加ください。7月以降のテーマと講師は下表のとおりです(8月は小学生と親、または保護者対象)。申し込み、問い合わせは、教育啓発グループ(☎011-221-0110)へ。

日時	内容と講師
7月9日(水) 午後1時～ 午後3時	「私たちのくらしと国際貿易交渉～北海道の視点から考える～」道総合政策部政策局・農政部農政課
8月12日(火) 午後1時～ 午後3時	「えっ!!本当?おやつのかきと色のひみつ～夏休み親子実験～」道立消費生活センター
9月17日(水) 午後1時～ 午後3時	「警察が教える詐欺の手口～被害の現状とその対策～」道警本部生活安全全部生活経済課

北海道立消費生活センター  
札幌市中央区北3西7  
TEL 011-221-0110  
FAX 011-221-4210  
相談専用電話 050-7505-0999  
当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

## ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。  
<http://www.do-syouthi-c.jp/>